平成２５年（フ）第５６９号
川崎市中原区上平間1130番地５　ヴィラアライ202、前住所川崎市中原区小杉陣屋町２丁目22番38号　みなみ荘202
債務者　白川さおりこと　白　さおり（旧姓浦）
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５７２号
川崎市中原区下小田中４丁目12番７―103号　ルミエール鹿島
債務者　山口　博文
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５８９号
川崎市多摩区菅稲田堤３丁目８番２―502号、前住所川崎市多摩区菅稲田堤３丁目17番１―206号
債務者　松川　　操（旧姓石森）
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９５号
川崎市川崎区境町８番６―103号　スタープル境町
債務者　霜島　文裕
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６０２号
川崎市川崎区殿町１丁目８番23号
債務者　渡邉　論矢
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１６号
川崎市幸区南加瀬４丁目７番６―402号　ライオンズマンション日吉東第２
債務者　小西美枝子（旧姓星）
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１２５３号
千葉県市川市南八幡４丁目３番３号
破産者　株式会社エフセントラルコーポレーション
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２０号
埼玉県越谷市東町１丁目11番地
破産者　鈴木　　操
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４７６号
東京都多摩市鶴牧６丁目８番地の７ファミール・ベル横倉102、開始決定時の住所東京都多摩市落合１丁目19番地の13ロータリーライフ多摩センター501
破産者　秋吉　勝美
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７８０号
名古屋市緑区梅里１丁目16番地
破産者　株式会社中部工建
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２００号
大阪市北区大淀南１丁目10番９号
破産者　株式会社ミカド
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７０７号
大阪市中央区安土町１丁目５番11号
破産者　髙柳産業株式会社
１　決定年月日　平成26年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１号
愛知県豊川市末広通４丁目９番地の３
破産者　有限会社みちサービス
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３号
岡山県美作市入田135番地３
破産者　有限会社小山石油店
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３０６号
香川県さぬき市寒川町石田西1560番地１
破産者　株式会社安藤組
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４号
香川県高松市亀水町501番地８
破産者　藤本　峰雄
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０号
高知県宿毛市宇須々木1361番地４
破産者　有限会社カイシン
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所中村支部